



## 第74回大阪税関行政懇談会

# 急増する輸入貨物への対応と課題

令和8年1月26日（月）  
大阪税関業務部



# 急増する輸入貨物への対応

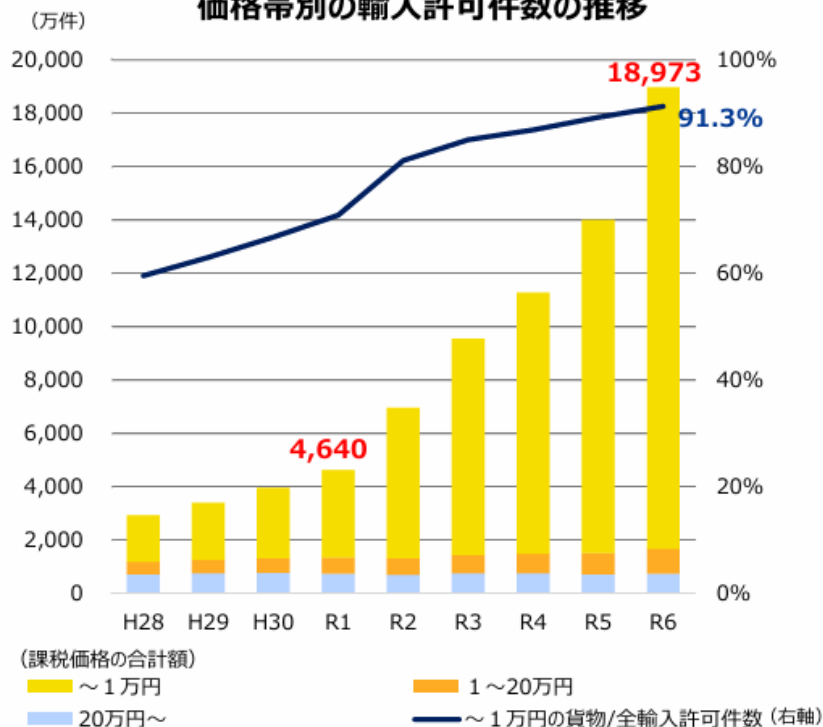
## ●全国税関

令和6年の税関全体における輸入許可件数は、約1億9,000万件（コロナ禍前の令和元年比約4.1倍）  
 令和6年の少額貨物（課税価格1万円以下）の輸入許可件数は、約1億7,000万件（全体の約9割）

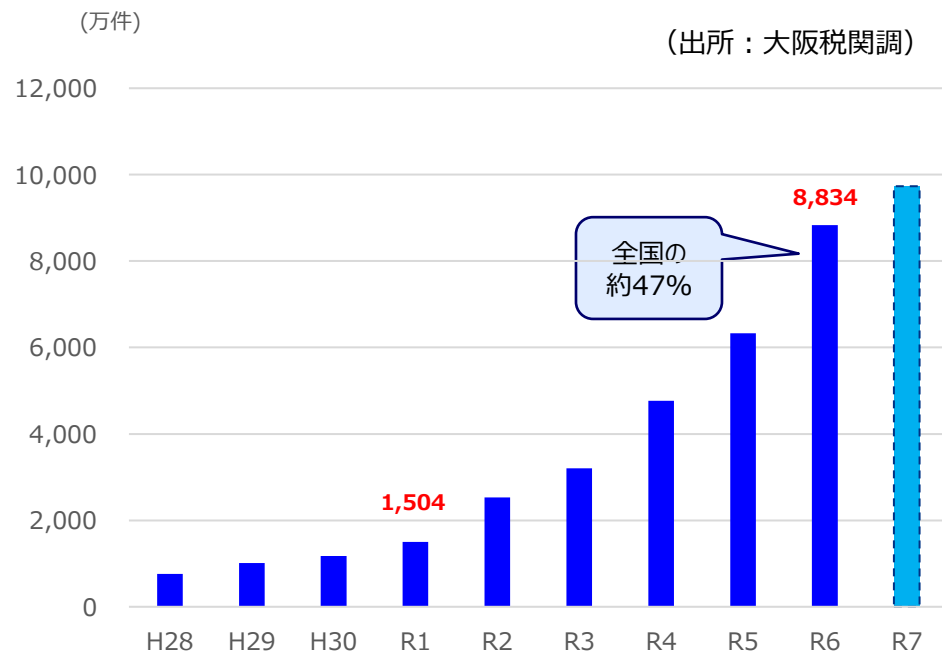
## ●大阪税関

令和6年の大阪税関における輸入許可件数は、約8,800万件（コロナ禍前の令和元年比約5.9倍）  
 令和7年の大阪税関における輸入許可件数は、前年を上回る勢いで推移している。

### 価格帯別の輸入許可件数の推移



### 大阪税関の輸入許可件数（海上+航空）



(出典：関税・外国為替等審議会 関税分科会 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ（概要）令和7年11月26日）

# 急増する輸入貨物への対応

- 税関は、**保税業者、通関業者**の適正な業務運営を前提に輸入申告情報を用いた審査・検査対象の選定（**リスク判定**）を行い、リスクの高い貨物に対して重点的な審査・検査を行っているが、今般、これまで検査対象としてこなかった貨物も含めた検査を実施したところ、多くの知的財産侵害物品等が発見されており、**税関のリスク判定が十分に機能していないおそれがある。**
- この背景には、BtoCによる輸入は、BtoBと異なり、輸入者からの**情報入手**が困難であること、様々な資質を持つプラットフォーム事業者等がBtoCによる輸入へ参入することが容易であることが挙げられる。

## 輸入通関の流れ



## BtoBによる貨物（商業貨物）に係る輸入申告



## BtoCによる貨物（通販貨物）に係る輸入申告



(出典：関税・外国為替等審議会 関税分科会 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ（概要）令和7年11月26日)

# 急増する輸入貨物への対応

- 輸入通関の簡易性・迅速性を提供制度として**マニフェスト申告**（※1）、**海上小口簡易通関**（※2）、**予備審査制**（※3）があるところ、全ての者が利用可能であるマニフェスト申告、予備審査制は、一部の不十分な法令遵守意識の通関業者が悪用したことによる不正事案が発生

- ※1 航空貨物について輸入申告の一部を省略できる
- ※2 海上貨物のうち通販貨物について輸入申告項目の一部を省略できる
- ※3 全ての貨物について税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる

➡不適正な輸入申告を行う者に対しての**簡易・迅速な通関手続の利用制限**が有効

- 海上小口簡易通関の利用に必要な事前情報の提供や、AEO制度の認定の取得等に取り組む通関業者は、こうした取り組みを行わない通関業者も容易に輸入通関の簡易性・迅速性を享受できる現状に不公平感をいただいている。

➡**適正な業務運営に取り組む者に限った**輸入通関の簡易性・迅速性という**ベネフィットの提供**が必要

## 対応の方向性

- 不適正な輸入申告を繰り返して行う等の通関業者に対する簡易・迅速な通関手続の一時的な利用停止措置の導入
- 事前の貨物の情報提供等を要件とした簡易な通関手続の航空通販貨物への拡大

## 簡易・迅速な通関手続の対応の方向性（イメージ）

- ※1 少額免税制度の適用等の一定の条件に該当する航空貨物で利用可能
- ※2 全ての輸入貨物で利用可能
- ※3 少額免税制度の適用等の一定の条件に該当する海上の通販貨物で利用可能

適正な業務に向けた取組み

【通関業者】

AEO通関業者  
貨物の情報提供を行う通関業者

一般の通関業者

【通関手続】

マニフェスト申告（※1）  
予備審査制（※2）

海上小口簡易通関（※3）  
航空小口簡易通関（仮称）

一般申告

簡易性・迅速性の付与

（出典：関税・外国為替等審議会 関税分科会 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ（概要）令和7年11月26日）

# 急増する輸入貨物への対応

- BtoCによる輸入では、個人輸入者からの情報入手が困難であるため、通関業者は輸入申告に必要な貨物の情報を**海外運送業者等**から入手する必要。

➔ 関税局・税関と**プラットフォーム（PF）事業者**の連携の下、**販売者**が自社で扱う貨物の迅速通関・安全配送のため、正確・十分な貨物の情報が通関業者に流れることの重要性を認識することで、貨物の情報が滞りなく流れる仕組みを構築する必要

## BtoCによる輸入・商品売買に係る情報の流れ



## 対応の方向性

- 関税局・税関やPF事業者から販売者に対する貨物情報の提供の重要性の周知
- 関税局・税関と国内外のPF事業者での連携の拡大  
(既存の連携の枠組みを活用した新規のPF事業者との協力関係の構築、税関からPF事業者に対する違法な貨物に係る商品の情報提供とこれを受けたPF事業者から税関に対するその販売者等の情報提供、複数のPF事業者を交えた定期的な意見交換の実施)
- 関税局・税関がPF事業者・販売者の保有する情報入手・処理できる体制の検討  
(PF事業者等の保有する個別の情報の入手・活用方法の検討、税関・PF事業者間のシステム連携による効率的な情報の入手の検討、個別の販売情報を提供するPF事業者へのインセンティブの検討)

また、PF事業者をはじめとするBtoCによる売買に関係する者は、それぞれが把握可能な貨物に係る情報に限りがあるため、輸入申告や違法な貨物に係る情報等の提供に誤りがあった場合の責任の範囲を分かりやすい形で示す必要。

# 海上小口の簡易通関制度

## ● 制度概要

電子商取引の拡大やコロナ禍を背景に、通販貨物を海上貨物として輸入することが増加しているところ、小口で迅速な通関が求められる貨物の性質等を踏まえ、一定の条件を満たす海上貨物について、当該海上貨物を大量に取り扱う事業者向けに申告項目の一部の省略を認める簡易な輸入通関制度  
(令和7年10月12日から実施)

## ● 利用方法

利用の条件は以下の全ての条件を満たす貨物について、申告項目の一部（税番、税率、税額等）を省略した簡易な輸入（納税）申告手続の対象とするもの。

### 【制度の対象となる貨物の条件】

- ✓ 海上貨物のうち通販貨物に該当するもの
- ✓ 少額貨物（課税価格1万円以下）に係る免税制度の対象貨物
- ✓ 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- ✓ 他法令の証明・確認を要しない貨物
- ✓ 原産地虚偽表示等がない貨物
- ✓ 輸入申告・予備申告までに事前情報の提供（※1）がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの



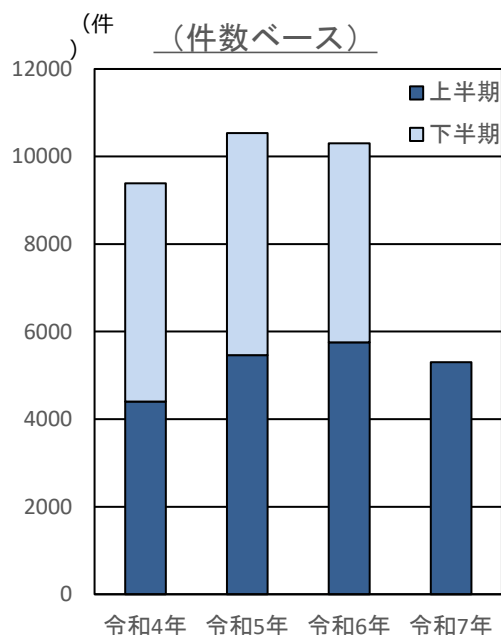
※1 事前情報の提供：簡易・迅速に通関手続きを行うため。輸入申告の前に、販売者、荷受人、貨物等に関する事項を提供する必要がある

# 大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況①

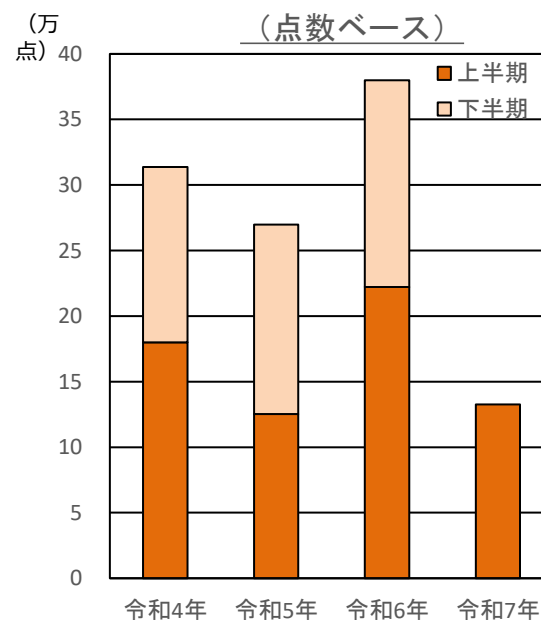
## 輸入差止件数及び点数の推移

- ◆ 輸入差止件数は5,299件で、前年同期比は92.0%でした。
- ◆ 輸入差止点数は132,705点で、前年同期比は59.7%でした。

### 知的財産侵害物品の輸入差止件数



### 知的財産侵害物品の輸入差止点数

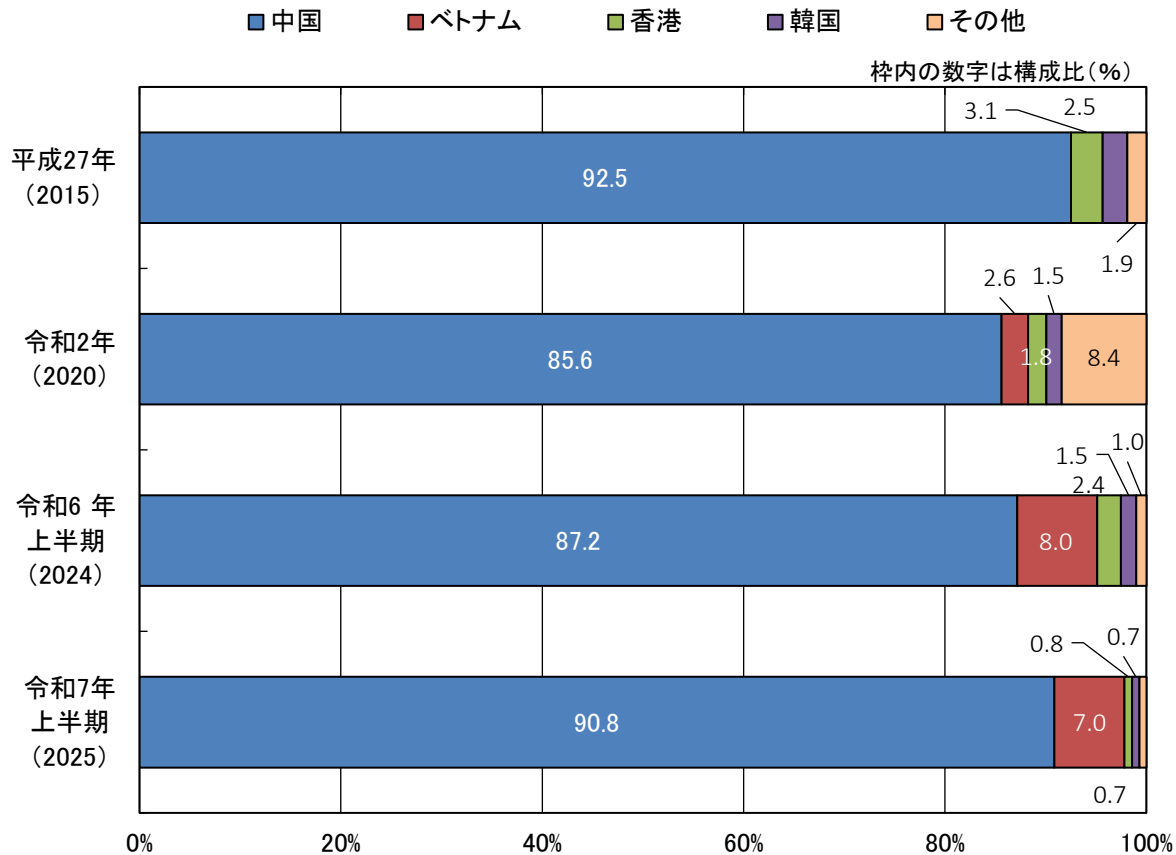


(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。  
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。  
1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は「1件20点」として計上。

# 大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況②

## 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数の90.8%(4,814件)が中国仕出し。
- ◆ 輸入差止点数でも89.7%(119,066点)が中国仕出し。



(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

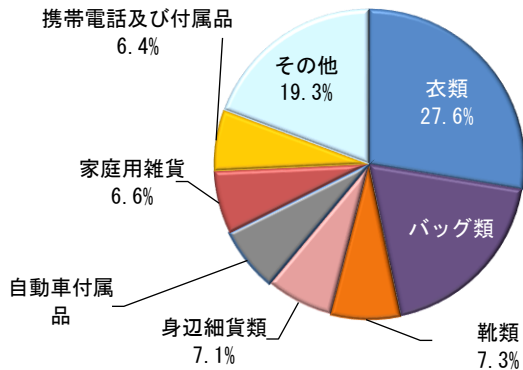
(注2) ベトナムを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

# 大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況③

## 品目別輸入差止実績

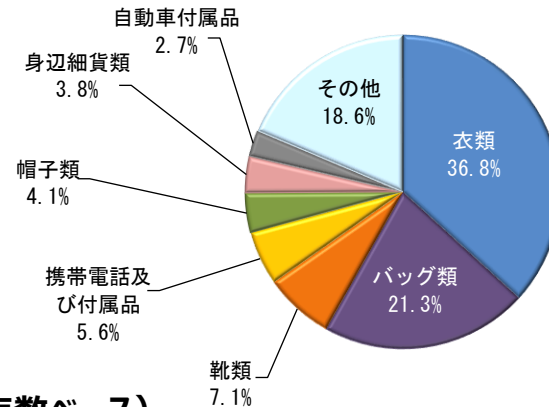
- ◆ 輸入差止件数は、衣類が2,162件（構成比36.8%、前年同期比19.8%増）と最も多く、次いで財布やハンドバッグなどのバッグ類が1,253件、靴類が420件でした。
- ◆ 輸入差止点数は、電気製品が11,583点（構成比8.7%、前年同期比約7.4%増）と最も多く、次いで衣類が9,521点、バッグ類が6,262点でした。

令和6年上半期

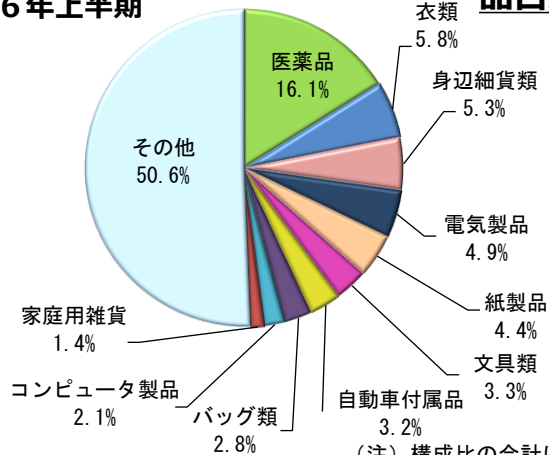


品目別構成比 (件数ベース)

令和7年上半期

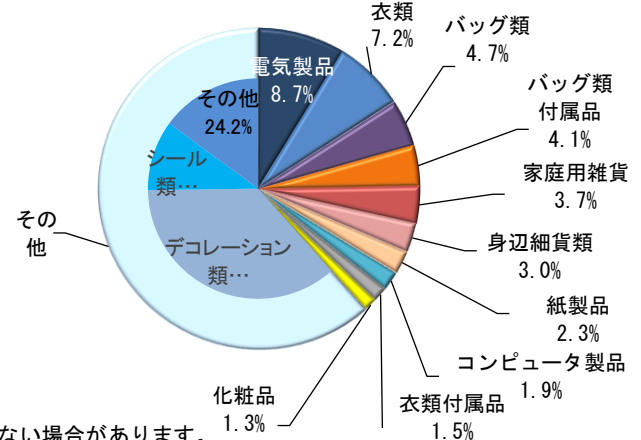


令和6年上半期



品目別構成比 (点数ベース)

令和7年上半期



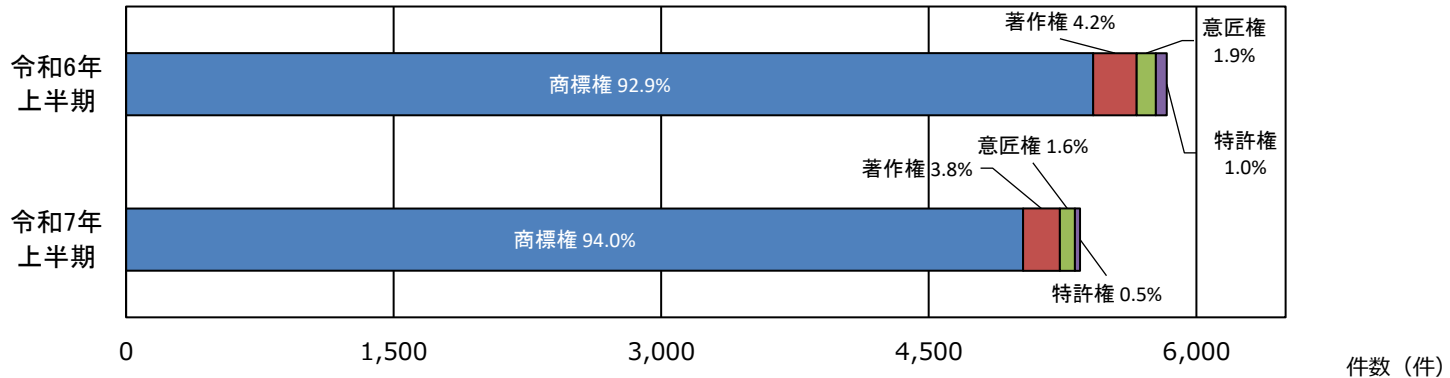
(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

# 大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況④

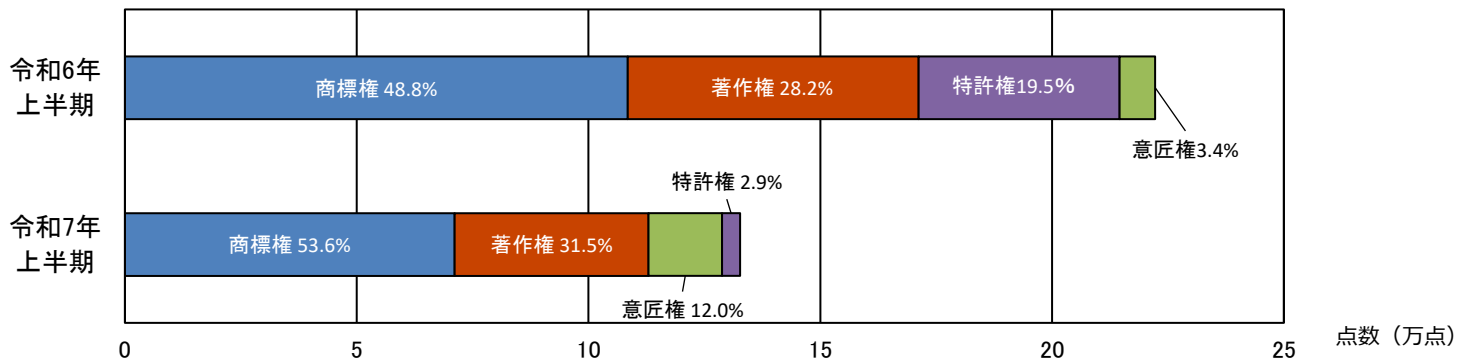
## 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は商標権侵害物品が94.0% (5,029件)、著作権侵害物品が3.8% (205件)
- ◆ 輸入差止点数は商標権侵害物品が53.6% (71,099点)、著作権侵害物品が31.5% (41,846点)

知的財産別構成比（件数ベース）



知的財産別構成比（点数ベース）



(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注2) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」、特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」、  
意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」、著作権：創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

# 大阪税関で輸入を差し止めた知的財産侵害物品

## 主な侵害物品の例

商標権



グミキャンディー



浄水器用  
カートリッジ

意匠権



バッテリー



イヤホン

著作権



シール

特許権



ゲームコントローラー